

石川県公報

平成 26 年 5 月 20 日 (火曜日)

号 外

(第 51 号)

目 次

人事委員会	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十六年五月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「主計員」の下に「組織又は行財政改革を担当する」を加える。

別表第二県総合事務所の項中「総務課長」の下に「、税務課長」を加え、「(中能登総合事務所に置くものに限る。)」を削り、同表保健福祉センターの項中「能登中部保健福祉センター」の下に「又は能登北部保健福祉センター」を加え、同表高松病院の項中「、課長」の下に「、課参事」を加え、同表保健環境センターの項中「室長」の下に「、副部長」を加え、同表工業試験場の項中「室長」の下に「、担当部長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十六年四月八日から適用する。

